

3 練環推第 3 7 2 号  
令和 3 年 7 月 2 9 日

国立大学法人東京学芸大学  
財務・研究推進部施設課長  
吉田 哲弥様

練馬区環境部みどり推進課長  
阿部 友和

### 「ねりまの名木」ヒマラヤスギ並木の保全について

日頃から練馬区政にご理解とご協力を賜り真にありがとうございます。区では、みどりを区の最重要課題の一つと認識しており、公共のみどりの創出はもとより、民有の樹木の保全にも努めています。貴法人内の「ねりまの名木」ヒマラヤスギ並木につきましては、貴法人における剪定による保全を以下のような対応にてご検討をお願い申し上げます。

#### 記

##### 1 剪定について

区が実施した樹木診断では、健全度区分 5 段階評価で当該ヒマラヤスギは健全度が高い方から 2、3 段階の健全度であり、伐採相当の健全度ではありません。そのため、自然樹形を意識し、高さおよび枝張りを約 5 m 程度縮小する剪定と枝透かしを行ってください。

なお、区では名木所有者に対し、3 年に 1 度、1 所有者あたり 30 万円を上限として申請に基づく剪定経費の補助を実施しています。

貴法人において剪定による保全を検討いただける場合は、さらなる補助について協議させていただき準備をしております。

##### 2 倒木による事故発生時の懸念について

倒木等の事故について、区が責任を負うことは出来ません。区ではねりまの名木を対象にした賠償責任保険に加入しており、基本的には保険の適用が可能であると考えています。

何卒、剪定による対応をご検討賜りますようお願い申し上げます。

【担当】環境部みどり推進課 03-5984-1683